



令和3年10月8日

自動車局技術・環境政策課

新たなモビリティの技術基準等に関する検討を行います ～新たなモビリティ安全対策ワーキンググループ（第1回）を開催～

国土交通省は、10月13日に、第1回新たなモビリティ安全対策ワーキンググループを開催し、電動キックボードや立ち乗り電動スクーター等の新たなモビリティについて、警察庁における交通ルールの検討状況を踏まえつつ、「車体」の安全確保のために必要となる技術基準等に関する検討を行います。

近年、諸外国において、移動サービスの多様化とそれに対応した電動キックボードや立ち乗り電動スクーター等の「新たなモビリティ」の開発・利用が進んでおり、これらの新たなモビリティは、誰もが安全かつ気軽に利用できるモビリティとして、通勤時の移動手段や観光地におけるアクティビティ等としての活用が期待されています。

国内においても、成長戦略実行計画（令和3年6月18日）において、電動キックボードの公道での走行について、実証事業の結果を踏まえ、関連する制度を見直すこととされています。

これまでに、警察庁が設置する「多様な交通主体の交通ルール等の在り方に関する有識者検討会」において、新たなモビリティの交通ルールのあり方について検討が重ねられ、本年4月の中間報告書において、新たなモビリティを、①「歩道通行車」、②「小型低速車」、③「既存の原動機付自転車」の3区分に分類し、それぞれに応じた交通ルールを設定する方針が示されたところです。

国土交通省自動車局では、これらの新たなモビリティについて、警察庁における交通ルールの検討状況を踏まえつつ、「車体」の安全確保のために必要となる技術基準等に関する検討を行うため、車両安全対策検討会の下に「新たなモビリティ安全対策ワーキンググループ」を設置し、第1回ワーキンググループを下記のとおり開催します。

記

- 1 日時 : 令和3年10月13日（水） 15:00～16:30
- 2 場所 : AP虎ノ門 11階「Bルーム」
〒105-0003 東京都港区西新橋1-6-15 NS虎ノ門ビル
- 3 委員 : 別紙1のとおり
- 4 議事 :
 - 1) 新たなモビリティ安全対策ワーキンググループの設置
 - 2) 現行制度
 - 3) 新たなモビリティに関する政府方針と検討状況
 - 4) 論点整理
 - 5) 今後のスケジュール

5 その他 :

会議は傍聴可能です。カメラ撮りについては冒頭のみ可能です。カメラ撮りを希望される方は、14:45までに会場入口前にお集まりください。傍聴のみの方は、開始時刻までに会場に直接お越しください。なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、WEB上での傍聴も可能です。傍聴を希望される方は、別紙2に基づき電子メールにてご登録願います。

WGの配布資料については、原則、WG後にホームページにて公開します。

※ 今般の新型コロナウイルスの状況を踏まえ、取材については各社1名（会議冒頭カメラ撮りの撮影者は除く）とし、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」等の感染症予防対策にご協力をお願いいたします。

また、発熱など風邪のような症状がある場合には、ご自身の体調を優先し、参加を控えていただきますよう併せてお願いいたします。

【お問い合わせ先】

自動車局技術・環境政策課 河野・田村

代表：03-5253-8111（内線42214）

直通：03-5253-8592 FAX：03-5253-1639